

周南市捕獲又は保護された犬の譲渡活動費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）の趣旨に基づき、周南市で捕獲され、又は保護された犬が殺処分されることなく、新たな飼い主の下で愛護動物として終生飼養されることに資する活動を支援することにより、市民の動物の愛護と適正な管理に関する意識を高め、もって、人と動物の共生社会の実現を図るため、その費用の一部を補助することについて、周南市補助金等交付規則（平成15年周南市規則第46号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を満たす団体とする。

- (1) 周南市内に所在し、かつ、第4条に規定する補助の対象となる犬の飼養施設を市内に設置していること。
- (2) 法の趣旨に基づき、動物愛護のための活動を行い、営利を目的としていないこと。
- (3) 法人格を有すること。
- (4) 法第24条の2の2に規定する第二種動物取扱業の届出をしていること。
- (5) 市税を滞納していないこと。

(補助の対象となる活動)

第3条 補助の対象となる活動は、補助対象者が新たな飼い主に譲渡することを目的として、次条に規定する補助の対象となる犬を山口県周南環境保健所（以下「保健所」という。）から譲り受け、一時的に飼養する活動とする。

(補助の対象となる犬)

第4条 補助の対象となる犬は、周南市内で捕獲し、又は保護された後、保健所に抑留され、又は収容されている犬（保健所が成犬と判断した犬に限る。）とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助の対象となる活動により飼養する犬1頭につき10,000円とし、当該年度の予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、捕獲又は保護された犬の譲渡活動費補助金交付申請書兼請求書(別記様式第1号)を、補助の対象となる犬を保健所から譲り受けた日の属する月の翌月15日まで(譲り受けた日が3月中の場合にあっては、同月末日まで)に、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、各年度の最初の申請の際は、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 法人の登記事項証明書・定款

(2) 第二種動物取扱業の届出が確認できる書類

(補助金の交付決定等)

第7条 市長は、前条の申請書が提出された場合は、その内容を審査し、適当と認められるときは、捕獲又は保護された犬の譲渡活動費補助金交付決定通知書(別記様式第2号)により申請者に通知し、速やかに補助金を交付するものとする。

2 市長は、補助金の不交付を決定したときは、捕獲又は保護された犬の譲渡活動費補助金不交付決定通知書(別記様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第8条 市長は、補助金の交付を受けた者が提出した書類の記載事項に偽りがあったときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(調査等)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、補助の対象となる犬の譲渡状況等について、調査し、又は書類の提出を求めることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年6月1日から施行する。

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。